

目次

1. 関連法および制度的規則

- (1) シンガポールへの輸入に対する規則および手続要件
- (2) 販売時の規則および手続要件

2. 手続き

- (1) 輸入および販売の許可に関する手続き

1. 関連法および制度的規則

(1) シンガポールへの輸入に対する規則および手続要件

アルコール飲料の輸入は、以下の適用対象となる。

1) 関税法 (Customs Act)

- 「酒類 (intoxicating liquor)」の定義は、飲料として用いることを目的とした、アルコールと > 0.5% の容量のアルコールを含有する他の物質との混合物とする。
- シンガポールに輸入されるアルコール飲料に対して消費税を課す。

2) 関税規則 (Customs Regulations)

- シンガポール税関からのアルコール飲料輸入許可の取得、および税関申告を義務付ける。

3) 関税 (納税義務) 令 (Customs [Duties] Order)

- 付表1に基づいて、アルコール飲料輸入に対して支払うべき関税を規定する。

(2) 販売時の規則および手続要件

以下にアルコール飲料の販売に関連する規則および制限について記載する。

1) 関税法

- アルコール飲料を小売販売するためには、酒類販売許可証の取得が義務付けられる。

2) 関税 (酒類販売許可規則 [Liquor Licensing Regulations])

- 所定の時間帯におけるアルコール飲料の販売を禁止する。
- 販売許可を受けた施設における酩酊、治安紊乱行為、および賭博を禁止する。
- 8歳未満の者および泥酔者に対するアルコール飲料の販売を禁止する。
- 18歳未満の者によるアルコール飲料の購入、および18歳未満の者からのアルコール飲料の購入を禁止する。

3) 物品サービス税法 (Goods and Services Tax Act)

- アルコール飲料の小売提供およびシンガポールへの輸入に対して物品サービス税 (Goods and Services Tax) を課す。

4) 物品サービス税 (輸入制限) 令 (Goods and Services Tax [Imports Relief] Order)

- 個人消費を目的とした限られた数量でのアルコール飲料の輸入については、物品サービス税の適用を除外する。

5)食品販売法 (Sale of Food Act)

-> 50 ppmのメチルアルコール、イソプロピルアルコール、変性アルコールを含有するアルコール飲料の販売を禁止する。

6)食品販売規則 (Sale of Food Regulations)

-アルコール飲料に対して、表示要件、食品添加物の使用、汚染物質の上限、およびその独自性の基準を規定する。

7)酒類規制 (提供および消費) 法 (Liquor Control [Supply and Consumption] Act) (2015年)

-アルコール飲料を提供するためには、酒類販売許可証の取得が義務付けられる。

-販売許可を受けた施設が酒類販売許可証に記載されている場合には、販売許可を受けた施設のみでアルコール飲料を提供するように制限される。

-酒類販売許可証の規定により、アルコール飲料の販売は営業時間内のみ制限される。

-規定の「公共の場での飲酒禁止期間 (no-public drinking period)」中の公共の場でのアルコール飲料の消費を禁止する。

-公共行事の主催者は、アルコール飲料が消費されるであろう公共行事について消費許可を申請することが義務付けられる。

-公共の場での酩酊に対して罰金を課す。

-酒類規制地区を設定する。

2.手続き

(1)輸入および販売の許可に関する手続き

-シンガポール税関に登録し、中央登録番号 (Central Registration Number) を取得すること。

-農業食品畜産庁 (Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore : AVA) の食品管理局 (Food Control Division) に登録し、輸入申告に使用可能な登録番号を取得すること。

-各積送について、AVAの輸入許可が必要とされる。

-輸入必要書類: [\[外部リンク\]](#) 

i)原産地証明書

ii)衛生証明書

iii)試験所の分析報告書 (存在する場合)

iv)製品年齢証明書 (ブランデーまたはウイスキーについて)

(2)管轄権を有する官庁、機関、および部門の連絡先

税関局 (Customs & Excise Department)

55 Newton Road, #02-01 Podium Block, Revenue House,

Singapore 307987

Tel: 355 2000

農業食品畜産庁

JEM, 52 Jurong Gateway Road #14-01

Singapore 608550

Tel: 6805 2992

[\[外部リンク\]](#) 